

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和7年11月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第41号

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「100分の210」を「100分の212.5」に改め、同条第2号中「100分の100」を「100分の102.5」に改める。

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。